

令和7年度 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金実施計画

No.	推奨事業メニュー	交付対象事業の名称	事業の概要 ①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③積算根拠（対象数、単価等） ④事業の対象（交付対象者、対象施設等）	事業始期	事業終期
1	①食料品の物価高騰に対する特別加算	物価高騰支援給付金事業	①物価高騰の影響を受けた全町民に対して、迅速に対応でき、食料品や光熱費など、物価が高騰しているどのような物にも使用可能な現金を、子育て世帯・高齢者等を含み影響を受ける全町民に給付し、家計応援と地域経済の還流を促進し、消費喚起を図る。 ②町民に給付する現金と事務費 ③給付金：全町民 19,475人（基準日R8.1.1）×10,000円 =194,750,000円 事務費：14,514千円 窓口業務委託, 電算システム処理委託等 （うち190,000千円に交付金を充当） ④栄町民 19,475人	R8.1	R8.4以降
2	②エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う子育て世帯支援	学校給食費保護者負担軽減事業	①エネルギー・食品価格等の物価高騰の影響を特に受ける小中学校の児童生徒保護者に対して、学校給食費の保護者負担分のうち年間で2ヶ月分を軽減し、子育て世帯を支援することを目的とする。 ②学校給食費保護者負担金（令和8年1月～令和8年2月分） ③R8.1月～2月分(2ヶ月分) 全食者8,791,200円＋牛乳なし者219,200=9,010,400円(1) 日割り児童2名分 7,280円(2) アレルギー対応分(15名) 小学生34,100円(4名)＋中学生110,300円(11名) =144,400円(3) 合計(1)＋(2)＋(3) 9,162,080円 （うち6,846,000に交付金を充当） ④小学校4校(653名)・中学校1校(345名)／計5校(998名)分 ※教職員は除く	R7.9	R8.3
3	⑤医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援	医療・福祉事業者等経営支援事業	①エネルギーや食品価格等の物価高騰が続く中、サービス提供を続けてきた医療・福祉事業者に対し、物価高騰による経営状況への打撃を少しでも緩和し今後の安定的なサービス提供に資することを目的とする。 ②経営支援に対する経費 ③施設の規模・サービス提供形態により、10万円から200万円までの基準を設け、区分ごとに経費を積上げて積算 合計 11,000,000円 （うち2,000,000円に交付金を充当） ④医療機関・福祉関係施設（計32事業者）	R7.9	R8.3
4	①食料品の物価高騰に対する特別加算	学校給食費保護者負担軽減事業（その2）	①エネルギー・食品価格等の物価高騰の影響を特に受ける小中学校の児童生徒保護者に対して、学校給食費の保護者負担分のうち年間で1ヶ月分を軽減し、子育て世帯を支援することを目的とする。 ②学校給食費保護者負担金（令和8年3月分） ③R8.3月分(1ヶ月分) 全食者4,012,800円＋牛乳なし者96,200=4,109,000円(1) 日割り児童2名分 3,900円(2) アレルギー対応分(15名) 小学生17,050円(4名)＋中学生55,150円(11名) =72,200円(3) 合計(1)＋(2)＋(3) 4,185,100円 （うち2,000千円に交付金を充当） ④小学校4校(653名)・中学校1校(345名)／計5校(998名)分 ※教職員は除く	R8.3	R8.4以降
5	①食料品の物価高騰に対する特別加算	給食運営推進事業	①エネルギー・食品価格等の物価高騰の影響を受けている食材費(賄材料費)の値上げに対しての支援をおこない、子供たちに安定した給食(献立)を提供していけることを目的とする。 ②賄材料費 ③賄材料費※教職員は除く R7基本額：61,375千円×10%（R6の物価高騰分）=6,138千円① R7.9補正 61,375千円×14%※=8,593千円② ※ R2を基準とした消費者物価指数 114% ①＋②=14,731千円 （うち5,706千円に交付金を充当） ④学校給食センター	R7.4	R8.3

6	⑨中小企業等に対するエネルギー価格高騰対策支援	頑張る事業者応援事業	<p>①物価高騰の影響を受ける町内の事業者等に光熱費の一部を補助し、事業継続に係る負担の軽減を図る。</p> <p>②対象者：令和6年度までに町内に事業所等を有している中小企業や個人事業主などで今後も引き続き町内で事業を行う者 交付額：令和7年1月1日から12月31日までに要した事業に係る光熱費（ガソリン、軽油、灯油、重油、ガス、電気）の10%（上限20万円）</p> <p>③R5事業実績（平均）82,500円×250件=20,625,000円 ⇒ 21,000千円</p> <p>事務費 通信運搬費・手数料等 1,000千円 合計22,000千円 （うち15,000千円に交付金を充当）</p> <p>④中小企業・個人事業主</p>	R8.1	R8.4以降
7	⑩地域公共交通・物流や地域観光業等に対する支援	地域公共交通支援事業	<p>①物価高騰の影響を受けている地域の足を支える公共交通機関（町内に路線を持つバス事業者及び町内に常駐しているタクシー事業者）に対し、運行経費の一部を助成することにより、経済的負担の軽減を図る。</p> <p>②運行経費（燃料費、人件費等）</p> <p>③バス事業者 850千円×1社=850千円 270千円×1社=270千円 タクシー事業者 100千円×1社=100千円 合計 1,220千円 （うち1,000千円に交付金を充当）</p> <p>④地域公共交通事業者（路線バス 2事業者・タクシー 1事業者 計3事業者）</p>	R8.1	R8.3